江別市犯罪被害者等支援条例(案)に対する意見公募(パブリックコメント)の結果 意見公募の結果

| 募集期間 | 令和7年8月25日(月) から 令和7年9月24日(水) まで |
|------|---------------------------------|
| 提出者数 | 1 人 |
| 提出件数 | 4 件 |

意見に対する市の考え方

| 取扱区分 | 内容 | 件数 |
|------|----------------------|-----|
| А | 意見を受けて案に反映したもの | 1 件 |
| В | 案と意見の趣旨が同様と考えられるもの | 3 件 |
| С | 案に反映しないが、今後の参考等とするもの | 0 件 |
| D | 案に反映しないもの | 0 件 |
| E | その他の意見 | 0 件 |

| No. | 寄せられたご意見 | ご意見に対する市の考え方 | 取扱 区分 |
|-----|--|--|----------|
| 1 | 江別市条例の制定は、大賛成です。ただ、 江別市内では重要凶悪犯罪等の発生は少な く、市条例を制定するような情勢はみられな かったかも知れませんが、法制定から20年 を経ており、少々遅すぎた所と感じていま す。 | 犯罪被害者等支援条例は、令和3年に国が 策定した「第4次犯罪被害者等基本計画」 に、犯罪被害者等の支援に特化した条例の必 要性が盛り込まれたことを契機として、道外 府県を中心に制定の動きが広がりました。 令和6年には、国の有識者検討会が"全て の地方公共団体において条例が制定されることが望ましい"と提言したことを受けて、 とが望ましい"と提言したことを受けてこと 内のいくつかの市において、制定が進むこと となりました。 江別市では、このような国や道内自治体の 動向を踏まえ、条例制定を目指すこととしま した。 | В |
| 2 | 市条例素案を一読しました。他の自治体条例は確認していませんが、内容的によくご検討され必要項目等が網羅されているところと感じます。 | 市では、犯罪被害者等支援条例の制定に向けて、本年4月に「犯罪被害者等支援条例 (仮称)検討会」を設置して、条例案のとり まとめを委任しました。 検討会は、学識経験者、警察・関係団体からの推薦者、公募市民の10名で構成され、 それぞれの立場から、条例が江別市にふさわしい内容となるように多角的・多面的に意見 交換を重ね、市内部で検討した具体の支援策 や、他自治体の事例等を参考に、各条項や条 文の審議を行い、条例案をとりまとめました。 | В |
| 3 | 市条例素案での被害者への具体的な支援として、「見舞金の支給(8条)」「日常生活の支援(9条)」「住居の安定(10条)」「安全の確保(11条)」など規定され、このこと自体は「非常に助かる。」ところと考えます。 ただ、しからば具体的に実効性のある何をどのようにやっていただけるかが明記されていません。知りたいところです。 | | В |

| No. | 寄せられたご意見 | ご意見に対する市の考え方 | 取扱 区分 |
|-----|--|---|----------|
| 4 | 私自身、過去に発表ででは、 を大だされて、 のは、 のは、 をいたでは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の | 条例案第7条(相談及び情報の提供等)及び同条の解説に、犯罪被害者等が心身に受けた影響に配慮する旨の記述を加えます。 | Α |